

●放射性核種による汚染に係る環境浄化の基礎科学に関する委員会 設置要綱

〔平成28年9月16日
日本学術会議第234回幹事会決定〕

（設置）

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、放射性核種による汚染に係る環境浄化の基礎科学に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第2 委員会は、放射性核種による汚染に係る環境浄化の基礎科学の動向に関すること、放射性汚染環境の浄化への基礎科学に関する国際的な共同体の創設と日本の参画について調査審議する。

（組織）

第3 委員会は、20名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第4 委員会は、平成29年9月30日まで置かれるものとする。

（庶務）

第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。